

平成30年度 第3回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

1 開催日時

平成31年1月31日(木) 午後6時00分～午後7時20分

2 開催場所

浦安市役所 4階 会議室S2・S3

3 出席者

(委員)

川義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、金子雅文委員、志摩一美委員  
(教育委員会職員)

鈴木忠吉教育長、岡部浩教育総務部部長、本田恭代教育総務部次長、  
大友隆司教育総務部次長、泉澤昭一教育総務課課長、醍醐恵二教育政策課課長、  
鈴木孝一学務課課長、長島功行保健体育安全課課長  
佐藤克文教育研究センター所長

(事務局)

菅原満指導課課長、島村淳一指導課主幹、鈴木勉指導主事、金子広二副主査  
山崎由美副主査、鈴木俊之主任主事

4 傍聴者

なし

5 議題

- (1) 第2回いじめ対策調査委員会議事録案について
- (2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について
- (3) 事例協議

6 議事の概要

- (1) 第2回いじめ対策調査委員会議事録案について  
第2回いじめ対策調査委員会議事録案について、事務局から説明した。
- (2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について  
浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について、事務局から説明した。
- (3) 事例協議  
大阪府における公立小中学校へのスマートフォン持参について、協議を行った。

7 会議経過

議題(1) 第2回いじめ対策調査委員会議事録について、事務局から説明した。

資料2「いじめの認知件数の推移(H28-H29)」について

【委員】在籍数と認知件数の関係はどういったものか。

【事務局】認知の実態について、各学級差異があることが課題である。

【委員】解消率はどうか。解消率が低い学校についてはどのように対応しているか。

【事務局】解消率が低い学校については、その後の対応について確認を行っている。3学期新たに認知した件については、継続中の案件となる。引き続き調査が必要である。

【委員】その方向でお願いしたい。

【委員】解消率100パーセントはありえないのでは。解消された状況とはどういった状

況か。

【事務局】 身体的、精神的な苦痛がなくなった場合である。

【職員】 国からの定義は、解消した状態が3か月以上続いた時とある。

【委員】 各校長にその定義が定着しているのか。主観であるとする問題があるので確認の必要がある。

【職員】 国、県、市の件数に差異がある。標準的ないじめ認知の捉え方についてはご指摘のとおりである。

【委員】 解消率は主観であってはいけない。

【職員】 学校間によって対応（いじめの認知の仕方、件数の捉え方等）の差異があると捉えている。平成29年度末のいじめ対策基本方針の改定に伴い、さらに周知、徹底を図っていきたいと考えている。

【委員】 認知の仕方と解消については、生徒指導主任会議で話し合わせ、共通理解が図られるものではないか。

【事務局】 今年度、中学校区の会議の中で周知や事例協議を行ってきた。

【委員】 認知件数はどの段階で調査を行っているのか。

【事務局】 各学校から毎月報告を受け、月ごとの累計で計上している。

【委員】 累計の取り方はどのようなものか。

【委員】 新規件数、継続件数で分けられている、累計は新規件数の累計にあたる。そういった認識でよいか。

【事務局】 はい。

【委員】 とすると、この減り方の数字は考えにくい。学校現場はどのようになっているのか。

【事務局】 件数の差異があったことから、生徒指導主任会議でいじめ認知の仕方について協議を行ったりもしたが、各学校からの認知については、詳細な回答を得られなかった。本市の継続的な課題として捉えている。

【委員】 この件数の情報共有をされるとよい。

【教育長】 市立各中学校では、生活ノート（名称は様々）のやり取り（担任と生徒間）を行っている学校もある。そこに記入してくる生徒よりも記入しない生徒に注意が必要である。各校における前年度の差と、学校間の差が課題であると感じている。しっかりと学校に返すことが大事である。

【委員】 解消率については、解消した状況が3か月継続した状態とあるので、1月から3月に認知した案件については、物理的に解消率に入れられない。統計上の技術的な部分として捉えていただき、今後ご検討いただきたい。こういった資料（資料2）を開示していただいたことで多くの意見交換につながった。

議題(2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について、事務局から説明した。

資料2 「浦安市いじめ防止基本方針」の点検評価（平成30年度）について

【委員】 いじめに関する相談窓口のさらなる周知を図るということについて、子ども達が常に身に着けることができるような啓発物はどうか、ご検討いただきたい。

【委員】 非常用防犯ブザーを持っているのであれば、そこにプリントやシールなどで表示

したらどうか。

【教育長】クリアファイルなどがあつたが、繰り返しの周知が必要であると感じている。

【委員】以前、他の件で行った啓発物は携帯ストラップであつた。身に着けたくくなるような洒落たものがよい。小学生はランドセルなどに着けてもよいのではないか。

【職員】毎年、市教委でも啓発物を作っている。マグネットシート（QRコードが印字されたもの）やクリアファイル、黒板用マグネット等、毎年形態を変え、学年に応じたものを予算内で考えている。ただ、子ども達がより身に着けたくくなるような形態を考える必要がある。

【委員】学校外でいじめが発生した時でも、連絡先を知ることができ、すぐに連絡ができる形態がよいと考える。

【委員】電話がない家庭が増えてきている。そうした家庭への対応も必要である。一番よいのは、どういった形態がよいか児童生徒に聞くことである。どこにあつたら、何があつたら連絡がしやすいかユーザーの意見を聞くのが一番良いと考える。

【教育長】委員がおっしゃったシールはよいと思う。自分でシールを貼るといふ行為がいじめ対策に向けての一步だと考えられる。

【職員】宿題をいただいたということで、少し時間をいただき検討していきたい。

【委員】SNSサミット内で中学生に考えさせてもよいのではないか。

【委員】点検評価の中で、○成果と●今後の方向性ということはわかるが、課題はないのか。

【事務局】課題については特化して標記していない。

【委員】この課題については、こういった方向性でやりますということで、課題が明確になっていたほうがよいのではないか。事後点検としても説得力を増すのではないか。

【委員】現状の問題意識があつて、それに対する対策として重点項目があります、といったほうがわかりやすい。ご検討いただきたい。

【委員】児童生徒のいじめを許さないという意識の定着を図る部分について、今の子ども達においては、「いじめを許さない」「いじめはいけないこと」ということを言うだけではいじめはなくなっていくのではないか。いじめにつながる最初の時点は何か、何がいじめにつながっているのか、生徒指導主任会議や道徳の授業で話し合われてはどうか。発端を探り当てることで何を指導しなければならないかが見えてくる。

【委員】サミットの中でも、子ども達にテーマを考えろと投げるのではなく、ある程度大人が選定したうえで、子ども達に考えさせるのがよいのではないか。

【委員】文科省29年度の事例集の内容を題材として子ども達に投げてあげるといふことも考えられる。サミットの中で彼らが考えて皆にフィードバックするということも大事である。

議題(3)大阪府における事例ということで、「公立小中学校へのスマートフォン持参」について事務局から説明し、協議を行った。

- 【委員】文科省からの通達もあり、現状、浦安市も原則禁止ということにはなっていないと思うが、多くに自治体において例外ということで認めているのではないかと思っている。保護者からの申請によって学校長が認めるという学校もある。浦安市の場合は原則を貫いているという理解でよろしいか。
- 【事務局】個別の相談を受けてやむを得ない場合は例外ということで了承している。
- 【委員】大阪府も同じではないのか。そういったやむを得ないケースについてオープンにしていこう、公にしていこうという趣旨ではないのか。
- 【委員】この場合は原則禁止ということではなくということではないのか。
- 【委員】携帯を持たせてほしいと親から要望が出た場合は、危険な状況を早目に察知したい、要するに子どもと連絡がつけばよいという話ではないか。そうなると、余分なアプリは必要なく電話機能だけでよいということであれば、持たせてもよいかと感じる。授業中にインターネットにつないだり、ゲームをしたりすることが問題である。
- 【委員】現状、浦安市の生徒指導方針としてはどうなっているのか。
- 【事務局】学校生活に不必要なものは持ち込まないという指導をしている。
- 【委員】保護者からの許可証のフォーマットなどはあるのか。
- 【事務局】ない。
- 【委員】共働き世代が多くなってきた中で、子どもに携帯を持たせ、安全確認をしたいという保護者が急増している。きつずケータイよりもスマートフォンでLINE通話をしたほうが無料なので安いといった経済的かつ切実な問題もある。学校で携帯機の使用制限はかけられない。
- 【委員】この携帯機であれば、持ち込み可能であるということではできないのではないか。きつずケータイは縮小傾向にある（3Gのため）。現状、スマートフォンを買い与えている家庭が活用を広げたいという意図がある。
- 【委員】どう使うかのマナーが確立されていないと、学校の中でというのは非常に難しいと感じる。
- 【委員】マナーの問題ではないと考える。マイナスの教育的効果について、本来子どもが使わなくてはならない時間をスマートフォンにとられてしまう。そういった根本的な所ができていなければいけない。そこは、教育委員会には最後まで頑張ってもらいたい。オンラインゲーム等では中毒性、依存性があるので、子どもに与えるにはよほどの配慮が必要である。
- 【委員】この問題こそ、子どもに投げたらどうか。大人が説得できるのか、子どもが説得できるのかというところではないか。今、子ども達を信用して、子ども達から聞き出すということが、今の時代、大事だと考える。極端な考えかもしれないが。
- 【委員】やはり使い方が問題であると考えます。
- 【委員】この件に関しては、子どもが考える必要はないと考える。社会性とか生活スキルがない段階で、この話をしても全く想像がつかない。
- 【委員】これからの教育委員会あるいは学校として方向を定めていくにあたり、子ども達から意見を聞く、そういうことに懸けてみるということもいいのではと考える。
- 【委員】子どもはインターネットに何が入っているか知らない。人生経験が乏しい子どもに歯止めをかけるのは大人の役目である。そういった子どもに話し合わせても議

論が深まらないと考える。

【委員】子どもにスマートフォンを持たせるかどうかではなく、学校に携帯電話を持ち込ませるかどうかで考えた時、様々なルール作りをどのように行っていくかが大事である。

【教育長】浦安市では、原則禁止であるが、学区外から通う特別支援の子どもには、GPS機能を持たせた携帯電話の所持を認めている。マスコミの報じ方も問題ではないか。(組体操、教科書を学校に置いていく問題等) 皆さんのご意見を参考にし、バランスを大事にし、検討を進めていきたいと考えている。

【委員】8～9年前にも、同じ議論があった。モデル校として携帯電話を導入するという話があったが、当時は反対をした。理由は浦安市はどの学区も近いので必要ないと判断した。

事務局から連絡事項を伝え、閉会。

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 鈴木勉  
電話 047-351-1111 (内線) 19216